

平成 30 年 10 月 10 日

文化庁と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）との 包括的連携協定の締結について

文化庁と REVIC は、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて、双方が持つ機能を活かした具体的な支援策を検討し、実行に移していくことを目的として、包括的連携協定を締結しました。

1. 趣旨・目的

地域の風土や生活、他国との交流等を通じて育まれ、守り伝えられてきた我が国の多様な文化財は、次世代に確実に継承していくことが必要です。その際、文化財は地域のアイデンティティやまちづくりの核として、地域経済活性化のための重要な資源となり得るものですが、一方で、文化財から派生する社会的・経済的な価値を地域の発展に活かしきれていないケースが見受けられます。

文化庁の機能強化を図るべく平成 30 年 10 月 1 日より組織改編を行い、「新・文化庁」として生まれ変わった文化庁及び地域経済活性化に資する事業支援をファンド等を通じて全国で行っている REVIC は、こうした状況に対応し、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展を図るため、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて連携・協力することを目的に、包括的連携協定を締結します。

2. 連携・協力事項

- ① 貴重な地域資源である文化財の次世代への確実な継承のため、保存と活用の好循環を創出する仕組みづくり
- ② 文化財を核としたまちづくりや地域振興
- ③ 日本遺産・世界文化遺産をはじめとする地域の文化財を中核とした観光拠点の磨き上げ
- ④ 地域の魅力ある文化財に係る来訪者目線に立った国内外への情報発信
- ⑤ 文化財の保存と活用の担い手不足解消に向けた人材育成
- ⑥ その他文化庁及び機構が必要と認める事項

<問い合わせ先>

○文化庁文化資源活用課

課長 小林 万里子 （内線 2859）

課長補佐 赤間 圭祐 （内線 4888）

企画係長 中川 若菜 （内線 4695）

電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-2864（直通）

○株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）

企画調整室 鈴木・森川・増田

電話：03-6266-0304（直通）

文化庁及び株式会社地域経済活性化支援機構の包括的連携協定

地域の風土や生活、他国との交流等を通じて育まれ、守り伝えられてきた我が国の多様な文化財は、その所在する地域において適切に保存・活用され、次世代に確実に継承していくことが必要である。

その際、文化財は、地域のアイデンティティやまちづくりの核として、地域活性化のための重要な資源となり得るものであるが、一方で、文化財の毀損・劣化が放置されていたり、情報発信が十分でなかったり、来訪者目線での環境整備がなされていなかったりするため、文化財から派生する社会的・経済的な価値を地域の発展に活かしてきれていないケースが見受けられる。

こうした状況に対応し、文化財やその周辺環境の計画的な保存・活用に取り組むことにより、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展を図っていくため、文化財に係る高度な専門性や知見を有する文化庁と地域経済活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、以下の事項を中心に、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて、文化庁及び機構が持つ機能を活かした具体的な支援策を検討し、実行に移していくことを目的として、連携・協力するものとし、包括的連携協定を締結する（以下「本協定」という。）。

1. 連携・協力事項

（１）以下の事項について連携することにより、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築のための取組の迅速な実現を図る。

- ①貴重な地域資源である文化財の次世代への確実な継承のため、保存と活用の好循環を創出する仕組みづくり
- ②文化財を核としたまちづくりや地域振興
- ③日本遺産・世界文化遺産をはじめとする地域の文化財を中核とした観光拠点の磨き上げ
- ④地域の魅力ある文化財に係る来訪者目線に立った国内外への情報発信
- ⑤文化財の保存と活用の担い手不足解消に向けた人材育成
- ⑥その他文化庁及び機構が必要と認める事項

（２）前項に規定する取組を円滑に実施していくため、幅広い情報交換及び忌憚のない意見交換を行い、互いの有する権限・機能の活用を検討することにより、地域経済活性化のモデルを作り上げるための必要な取組や、地域との調整を連携して行う。

2. 期間

本協定の有効期間は本協定の締結日から１年間とする。ただし、文化庁又は機構双方特段の申出がなければ、自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とする。

平成３０年１０月１０日

文化庁 長官	宮田 亮平
株式会社地域経済活性化支援機構 代表取締役社長	林 謙治

文化庁及び株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の 包括的連携協定の締結について

平成 30 年 10 月 10 日
文化庁文化資源活用課

1. 背景

我が国の多様な文化財は、地域のアイデンティティやまちづくりの核として、地域活性化のための重要な資源となり得るものであるが、文化財の毀損・劣化が放置されていたり、情報発信が十分でなかったり、来訪者目線での環境整備がなされていなかったりするため、文化財から派生する社会的・経済的な価値を地域の発展に活かしきれていないケースが見受けられる。

このため、文化財やその周辺環境の計画的な保存・活用に取り組むことにより、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展を図っていくため、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築に向けて、文化庁と REVIC は包括的な連携を進めることとする。

2. 具体的な連携内容

文化財に係る高度な専門性や知見を有する文化庁と、地域経済活性化に資する事業活動の支援を行う REVIC が、それぞれの有する権限・機能を最大限活用し、地域の文化財について情報交換や意見交換、具体的な調整等を行うことにより、文化財を活かした地域経済活性化モデルの構築を目指す。

①国指定文化財「龍河洞」の観光資源としての魅力向上

史跡及び天然記念物に指定されている高知県の鍾乳洞「龍河洞」について、REVIC より初めて設備投資を実施予定。「龍河洞」の有する文化財としての歴史的・文化的価値を継承しつつ、その魅力が観光客に一層伝わるよう、観光資源としての磨き上げに連携して取り組む。

②千葉県香取市佐原における日本遺産認定ストーリーを活かした経済活性化

当該市においては、これまで古民家の宿泊への活用等を実施。今後はこれに加え、外国人等もターゲットとしつつ、観光客が「江戸」を体感できるような事業を新たに実施するなど、文化庁が推進する日本遺産のストーリーを活かした経済活性化モデルの構築を目指す。

③全国的な新ファンドを通じた文化財の磨き上げ

REVIC において設立検討を明日発表予定の全国的な新ファンドを通じ、観光資源としての文化財の一層の磨き上げを図り、観光インバウンドの増加を目指す。

地域経済活性化支援機構(REVIC)の 取組み事例について

株式会社地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (REVIC)

2018年10月

1.REVIC概要と 地域観光活性化ファンド

REVIC概要

- 1 名称 : 株式会社 地域経済活性化支援機構
Regional Economy Vitalization Corporation of Japan (略称 REVIC)
- 2 設立 : 平成21年10月14日 (株)企業再生支援機構)
(社名変更日: 平成25年3月18日)
- 3 本社所在地 : 東京都千代田区大手町 1 - 6 - 1 大手町ビル 9 階
- 4 資本金 : 約261億円
- 5 株主 : 預金保険機構等
- 6 役職員数 : 293名 (平成30年 6月26日時点)
- 7 主務大臣 : 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
※観光庁、環境省とは包括的な連携協定を締結

8 役員 :	代表取締役社長※	林 謙治	社外取締役※※	松嶋 英機	特別顧問	三村 明夫*
	代表取締役専務	渡邊 准	社外取締役※	石村 等	執行役員	國府 利計
	常務取締役	伊野 彰洋	社外取締役※	根本 直子	執行役員	廣瀬 泰文
	常務取締役	中石 斉孝	社外取締役※	樋渡 啓祐	執行役員	櫛田 泰宏
			社外取締役※	家森 信善	執行役員	坂田 達也
			監査役	山崎 彰三	執行役員	兵頭 賢
			監査役	西原 浩一郎	執行役員	竹山 智穂
					執行役員	安藤 年式

※※ 地域経済活性化支援委員会 委員長
※ 地域経済活性化支援委員会 委員

*特別顧問の三村 明夫氏は日本商工会議所 会頭

- 9 子会社 : REVICキャピタル(株)、REVICパートナーズ(株)、(株)日本人材機構

REVICのミッションとパートナー

- 地域経済の大動脈たる「地域金融機関」と連携することで、REVICのミッションを実現する

REVIC



地域金融機関



事業者の再生・成長支援
地方公共団体等との連携



地域経済の活性化
地域の信用秩序の基盤強化

REVICの地域観光活性化ファンド運営地域一覧（平成30年9月31日現在）

No	ファンド名称	設立年月	地域	出資金融機関	投融資実績
1	観光活性化マザーファンド	2014年3月	全国	日本政策投資銀行、リサ・パートナーズ	NOTEリノベーション&デザイン、Kiraku Japan、船坂酒造店等
2	わかやま地域活性化ファンド	2014年1月	和歌山県	紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫	加太まちづくり会社、三楽荘
3	やまと観光活性化ファンド	2015年3月	奈良県桜井市	大和信用金庫	桜井まちづくり(株)、(株)フクダ不動産
4	ALL信州観光活性化ファンド	2015年3月	長野県（山ノ内町、白馬村）	八十二銀行始め長野県内に本店を有する全ての地域金融機関10行	WAKUWAKUやまのうち、白馬ギャロップ、志賀高原創生公社、帰ってきた蓼科 等
5	静岡観光活性化ファンド	2015年3月	静岡県	静岡銀行及び県内地域金融機関6行、観光活性化MF	VILLAGE INC、しずおか観光ソリューションズ、もちや、新井旅館、ぬくもり工房
6	佐賀観光活性化ファンド第1号	2015年7月	佐賀県（有田町）	佐賀銀行はじめ佐賀県内に本店を有する全ての地域金融機関8行	有田まちづくり公社、STUDIO JIKI
7	ふくい観光活性化ファンド	2015年8月	福井県（小浜市）	福井銀行	（株）まちづくり小浜
8	千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド	2015年9月	千葉県（香取市）	京葉銀行、佐原信用金庫	(株)NIPPONIA SAWARA不動産、(株)NIPPONIA SAWARA
9	奈良観光活性化ファンド	2015年9月	奈良県	南都銀行、観光活性化MF	（株）easygoing、まほろのディアブルーイング(株)等
10	九州観光活性化ファンド	2015年10月	九州	福岡銀行、熊本銀行、親和銀行、大分銀行、宮崎銀行、豊和銀行、宮崎太陽銀行、観光活性化MF	(株)御花、(株)リバーサイド、五島自動車(株)、(株)松秀 等
11	高知県観光活性化ファンド	2015年10月	高知県（物部川地域）	四国銀行	ものべみらい、香北ふるさと公社 龍河洞みらい、ヤシパーク
12	かながわ観光活性化ファンド	2016年3月	神奈川県（湯河原町）	横浜銀行	富士屋旅館合同会社、癒し場へ

（ ）はパイロット地域

地域観光活性化ファンドによるモデル作り投資一覧

DMC

福井県小浜市
【おばま観光局】
※小浜市が52%保有
する第三セクターDMC

佐賀県有田町
【有田まちづくり公社】
※有田商工会議所と
の合併会社DMC

長野県白馬村
【白馬ギャロップ】
※若手経営者の会「百
馬力」との連携DMC

長野県山ノ内町
【WAKUWAKUやまのう
ち】※湯田中温泉DMC。
不動産会社とセット

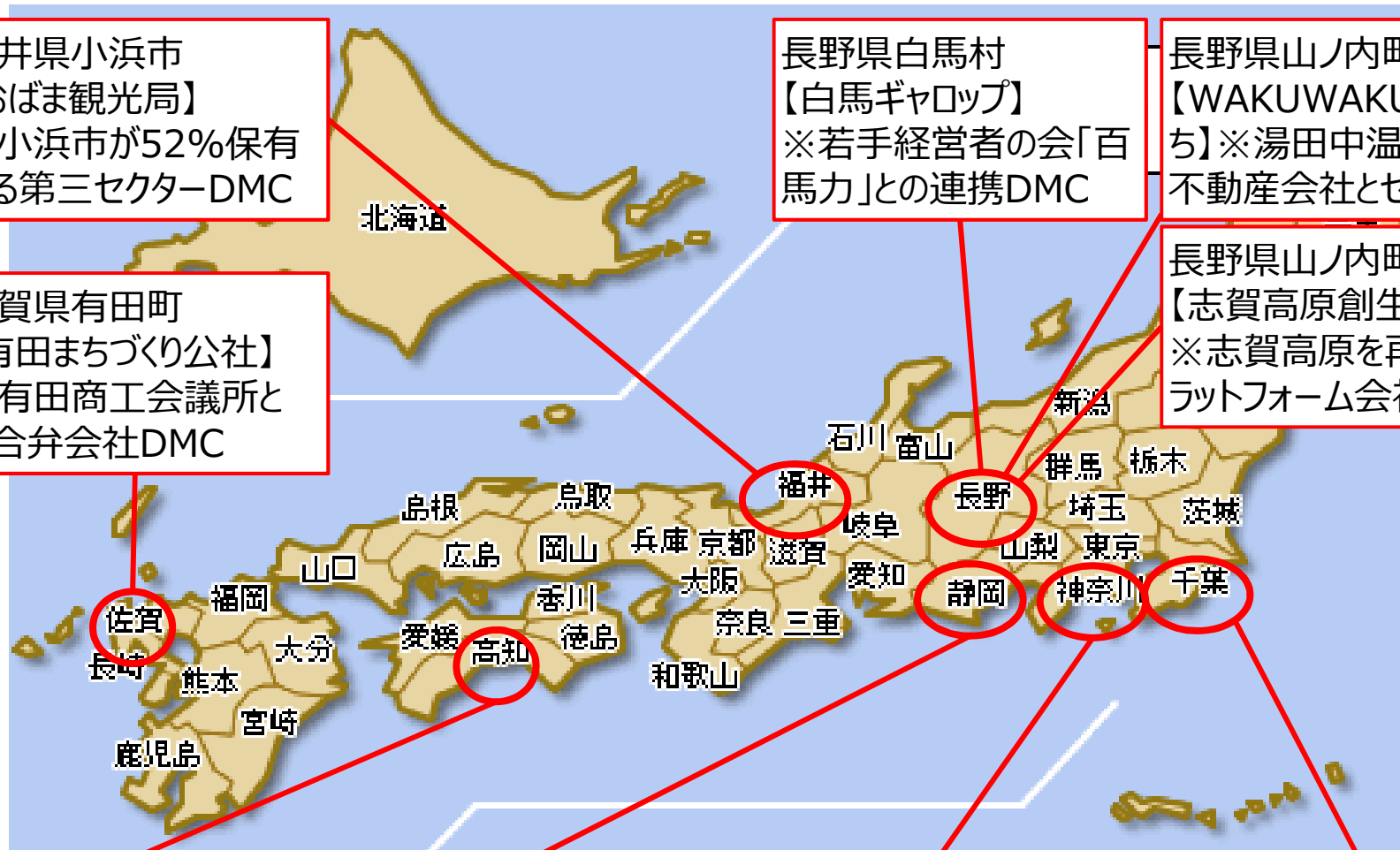
長野県山ノ内町
【志賀高原創生公社】
※志賀高原を再生するプ
ラットフォーム会社

高知県物部川地域
【ものべみらい】
※南国市・香美市・香
南市の広域DMC

静岡県伊豆地方
【静岡観光ソリューションズ】
※伊豆の旅館を
面的に支援する会社

神奈川県湯河原町
【富士屋旅館合同会社、
癒し場へ】※富士屋旅館
復活を核に面的活性化

千葉県香取市
【NIPPONIA SAWARA】
※古民家群再生・活性化。
NOTE,バリューマネジメント連携

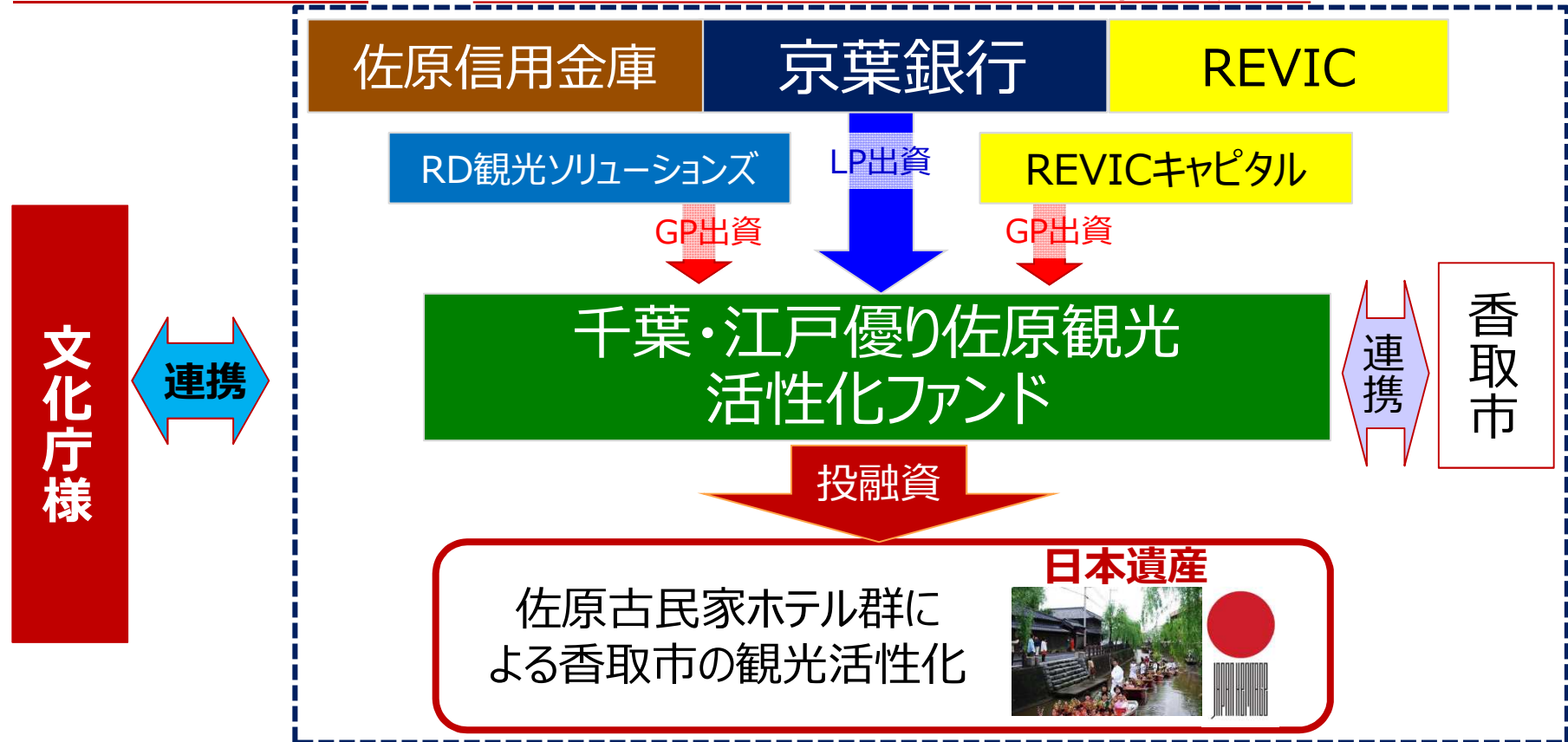


千葉県香取市（佐原） 案件

千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド

京葉銀行、佐原信金と共に組成した観光ファンドにより、千葉県香取市佐原をパイロット地域として、日本遺産認定ストーリーである江戸文化をコンセプトとした古民家ホテル群を展開。

文化庁様との連携協定により、日本遺産を活用した地域経済活性化の取組をより深化させていく。



日本遺産認定ストーリーである江戸文化をコンセプトとした古民家ホテル群を展開。
文化庁様との連携により、日本遺産を活用した地域経済活性化の取組をより深化させていく。

佐原エリアの宿泊事業：基本コンセプト



時空を超えてEDOを感じる「EDO-MASARI-HOTEL」

「江戸優り」と呼ばれ、水運で繁栄を誇ってきた佐原のまち。
時代の流れの中で東京は江戸の姿を失いましたが、佐原にはその景観や歴史文化が受け継がれています。
江戸の風情を守り受け継ぎながらも、現代の感性で「新しいEDO文化」を創造していくまち。
いまの東京にはない、時空を超えた新しい「EDO」の創造性や息遣いを感じる宿。
それが佐原の宿「EDO-MASARI-HOTEL」です。



Before & After

重要伝統的建築物保存地区に位置する古民家等を、日本遺産認定ストーリーである江戸文化をコンセプトとした古民家ホテル群として活用。

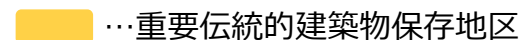
Before



After



地域経済の活性化に資するため、重要伝統的建築物保存地区に点在する古民家等を、分散型ホテルとして活用することにより、観光客の地域での回遊性を促す

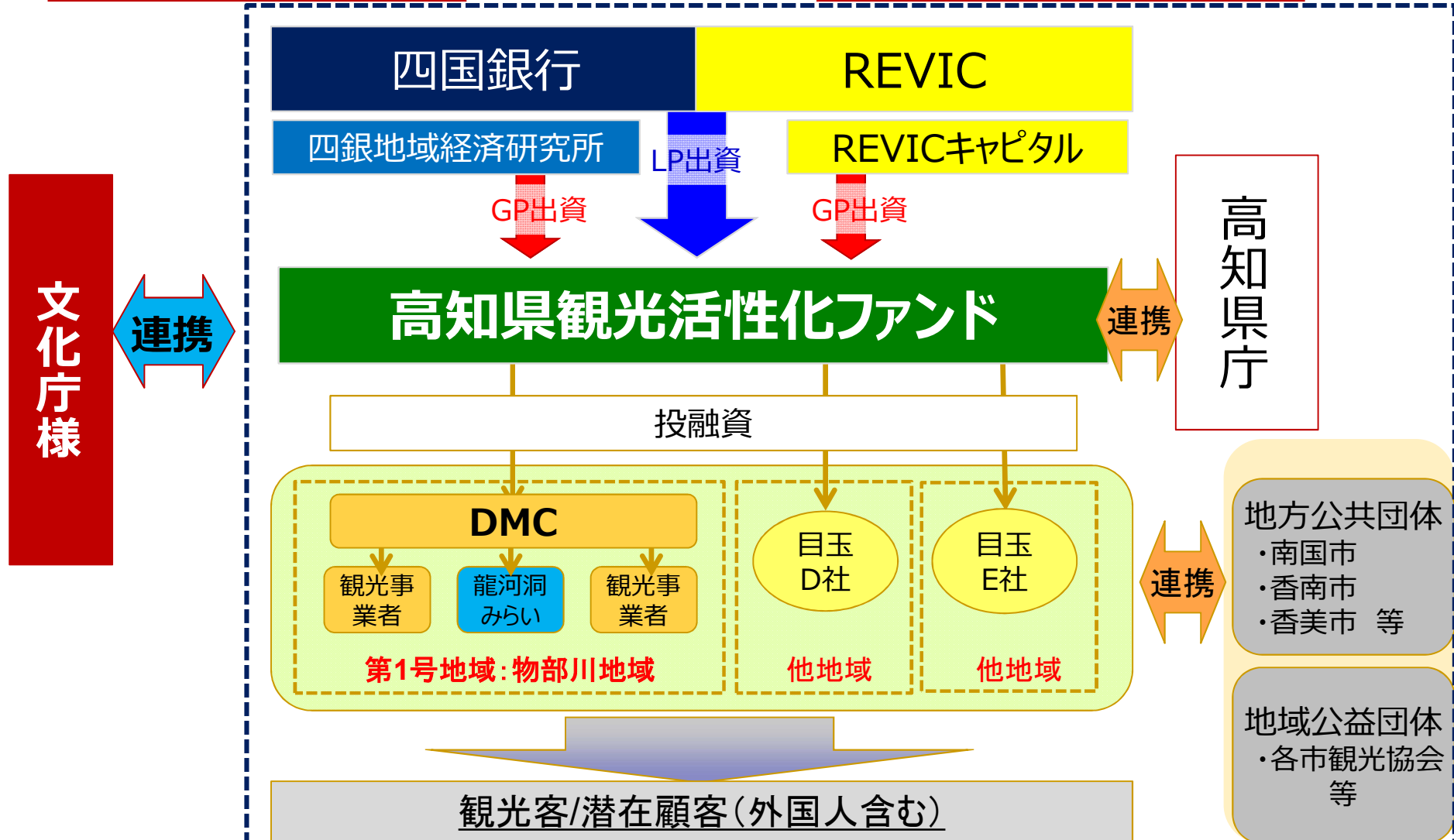


11

高知案件

高知県観光活性化ファンドについて

四国銀行と組成した観光ファンドの取組に置いて、**ものべがわ地域の経済活性化の要**として、**天然記念物「龍河洞」を観光目玉コンテンツ**として磨きあげる取り組みを**文化庁様との連携により更に加速化**させていく。



※DMC : Destination Marketing/Management Company
(観光目的地エリアのマーケティング・ブランディング・情報発信を行う株式会社)

株式会社龍河洞みらいの取組事例

高齢化が進む集落の活性化の要として、**天然記念物の鍾乳洞を観光目玉コンテンツとして磨き上げ**ていくため、(株)龍河洞みらいを**設立済**。**文化庁様との連携**により、**体験型コンテンツの面的整備を加速化**させていく。

【法人概要】

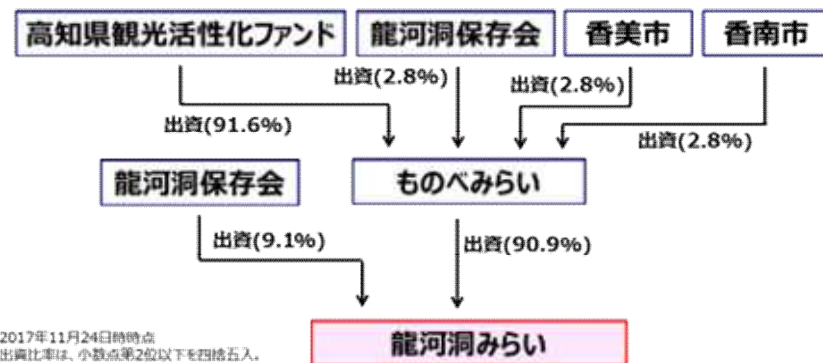
法人名	株式会社龍河洞みらい
本社所在地	高知県香美市
設 立	平成29年10月
資本金	11百万円
主な事業内容	日本三大鍾乳洞「龍河洞」のマーケティング、PR、集客コンテンツ企画・開発、オペレーション統括など
代表者	代表取締役 古川 陽一郎 (REVICより派遣)
職員数	1名 (アルバイト・パート含む)
特 色	公益財団法人龍河洞保存会への役員等の派遣を通じた経営全般のコンサルティングを行いながら、集落、周辺商店と連携した事業を展開

日本三大鍾乳洞「龍河洞」について

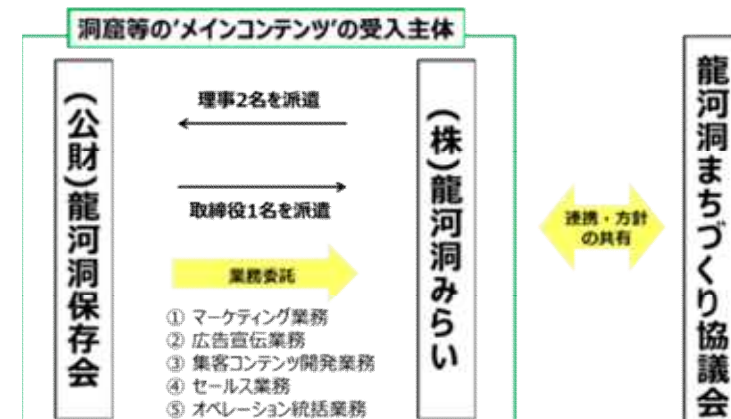
1億7500万年の時間が造形した自然の芸術作品「龍河洞」は、国の史跡であり、天然記念物。文化財を観光コンテンツとして、地域経済活性化の目玉とすべく事業を展開する。



ものべみらいと龍河洞保存会による投資ストラクチャー



龍河洞保存会との協業スキーム



参考：龍河洞一帶全景



整備イメージ案（洞窟）

鍾乳洞という空間としての魅力、そこに対する光と音により魅力を増幅し、忘れることのできない体験を作ります。

また、そもそも龍河洞の持つ歴史や鍾乳石の奇跡なども光を交えた演出で伝えていきたいと考えています。

※具体的なポイントとそれに伴う演出に関しては今後検討。



例：全体的に空間を演出を意識した
ライティング



例：人感センサー＋見せたいポイントへの
視点の誘導



例：洞内のIN→OUTまでの
体験ストーリーの構築

整備計画（案）

アトラクションエリア (あくまでも案)

● = 既補助事業 ○ = 未補助事業

<洞外利便性向上>

- エスカレーター屋根改修＋液晶設置
- 緊急搬送トロッコ・救護室・トイレ
- 冒険衣装・グッズ販売所整備（ボックス）
- 着替え場所整備（ガイド休憩棟or山繁？）
- 竜王神社整備
- アウトドアアトラクション整備
 - ・トレッキングコース、道具整備
 - ・BBQ場整備

＜西本洞整備＞

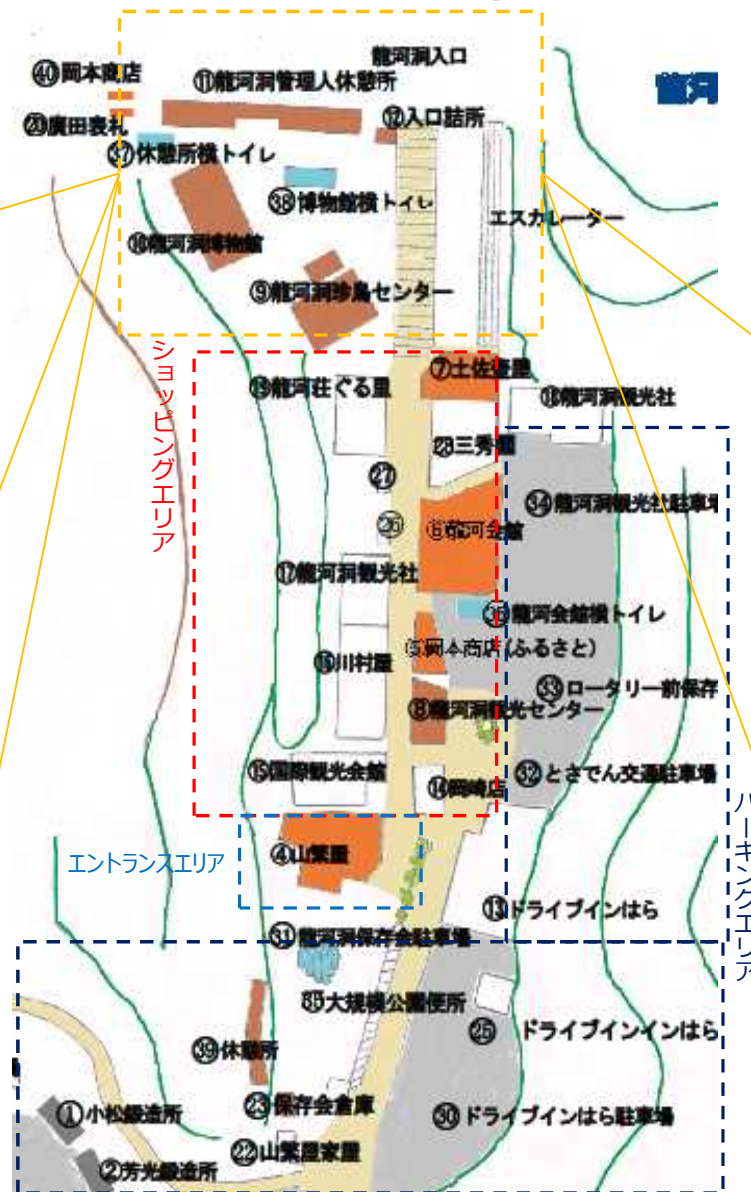
- 超探検アトラクション化
- 入り口通路整備
- 洞内通路ステップ整備
- 洞内けが防止カバー設置
- 装備購入
- 奈落へののぼり道整備
- 水不足問題

＜珍鳥センターリニューアル＞

- 建屋リニューアル
- ふれあい広場整備
- ・ 生き物整理（珍鳥＋α）
- ・ 餌やり、愛玩用鶏だっこ、尾長鶏との記念写真

＜博物館リニューアル＞

- 建屋多少の改装必要か
- 後プロセスに相応しい振り返りより深く
(学術的に)学ぶ展示品
- 学習コンテンツ整備(学校行事対応)
動画、ワークショップ、展示



＜洞内安全性対策＞

- 基礎照明改善
- ・基礎照明ライト変更
- ・基礎照明演出変更
- ・基礎照明制御変更
- 鉄板通路・手すり変更・追加
- ・鉄板から部材変更
- ・手すり追加

<洞内利便性向上>

- 見どころ表示変更
- ・既存物撤去、見所整理統合
- ・液晶パネルでのデジタル表示
(見どころ、鍾乳洞、現在地表示)
- 注意喚起表示変更
- 音響
- 装置(プロジェクター)設置場所整備
- 通信環境整備
- 貯蔵設備(ワイン)

＜コンテンツ整備＞

- 演出照明
- プロジェクションマッピング
- ガジェット
- ①ライト+AR表示ガジェット
→ガジェットで照らすと、見所表示の詳細や映像が流れる。
- ②通信ガジェット
→滝や石を照らすと色が変わるなど反応する。

Disclaimer

- 本資料は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）及びその子会社の活動に関する情報提供のみを目的として作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報につきまして、その正確性に万全を期して作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。また、過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。本資料に基づきいかなる判断につきましてもREVICはその結果の責任を負いかねます。
- 本資料の一切の権利はREVICに属しており、本資料の全体又は一部の如何にかかわらずいかなる形式においてもREVICに無断で複製又は転送等は禁じられております。